

令和7年10月6日（月）13時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会

第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会

【成瀬労働環境対策室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、交通政策審議会海事分科会船員部会第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料は9ページものとなっております。各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速議事を進めてまいります。

「海上旅客運送業最低賃金の改正について」でございますが、前回第1回のこの部会以降のお話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いします。

井上委員。

【井上委員】 井上です。よろしくお願いいたします。前回9月8日の第1回の最低賃金専門部会以降、労使双方で、様々な形で解決に向けて議論を交わしてまいりましたが、水準について折り合いがつかず、本日に至っているというところでございます。

以上です。

【野川部会長】 船主側、それでよろしいでしょうか。

【関委員】 はい。

【恒川委員】 はい。

【野川部会長】 今ご報告をいただきましたけれども、いまだ残念ながら合意にまでは至

っていないということです、まずはこの場で引き続き双方からご意見を伺いたいと思います。どうぞ、どちらからでもお願いいたします。

井上委員。

【井上委員】 井上です。前回申し上げたことと若干かぶるんですけども、前回の第1回の中で、陸上の最低賃金は平均で66円引き上げられたということでございました。こちらに関しては、やはり様々な要因があった中で陸上も大幅に賃金を引き上げたということが考えられます。

そのような中、やはり陸上がこれだけ最低賃金を上げたにもかかわらず、海上のほうがい引き上げ水準となってしまうえば、やはり採用も含めて、人がどんどん陸上に流れていってしまう可能性も出てくると思います。やはりこの状況を踏まえれば、しっかりと最低賃金を大幅に引き上げることは、今年は重要だと考えております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

恒川委員、お願いします。

【恒川委員】 今の井上委員のお話なんですけれども、私のほうからも前回と同様の趣旨にはなるとは思いますが、陸上の最低賃金というのは、もともとかなり低い低廉の賃金の中で、最低限の文化的な生活を送るのに支障が出るというところの中で、大幅な改善がされると。ただし、船員のほうの最低賃金は、既にそういう水準は優にクリアしておりますので、単に陸上が上がったからといって船員を上げるという短絡な議論にはならないとは考えております。

あともう一つ付け加えるのであれば、今回旅客船、ほとんどの旅客船事業者が離島であったり、小さな生活に直結したインフラとして事業を進めております。最低賃金が上昇することによって、その船員費の増加分というのは、普通の大型の海運業界と違って、船員の賃金の増加分をそう簡単に価格に転嫁できない。価格に転嫁するということは、地域住民の生活にも支障が出てくるというところも踏まえて、この最低賃金は決めなければならないとは考えております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか、ほかに。

遠藤委員。

【遠藤委員】 遠藤です。よろしくお願いします。恒川委員からも総論的な話もありまし

たけれども、そこで働く船員も生活しないといけないわけです。最低賃金を引き上げると、そこに抵触してしまうというのがそもそもナンセンスなんじゃないか、そういう考え方がナンセンスなんじゃないかと思います。

というのが、物価の上昇によって、全ての物が値上がり、今まで買えていたものが同じ価格で買えなくなる、そういう状況で船員だけが取り残されるようでは、確保、育成の観点からも逆行する話になるわけですから、当然、最低賃金を上げるに当たってはそういったことも考えないといけませんので、労働側の委員からは、総合的に判断しても、最低賃金については、やはりそれなりの大幅な水準で引き上げないといけないのではないかと、こういう話をしているわけで、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

関委員、お願いします。

【関委員】 弊社はもちろん離島航路で経営しているんですけども、この離島航路というところにおいては、他の船社でも、島民の人口の減少が非常に激しくて、そういったことがまず経営状況に非常に影響を与えております。したがって、先ほど恒川のほうから申しましたとおり、費用が増大しますと、これは最終的には運賃の転嫁にしなければいけないということになるんですけども、この運賃の転嫁というのは、離島航路の70%の補助航路においては非常に難しい問題になります。したがって、これはまた、航路存続の危機につながりかねない状況になりますので、やはりこの問題については慎重に対応するべきと考えております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございました。

双方からご意見をいただきましたが、この場での合意はなかなか容易ではないということですので、そろそろ歩み寄りを進めてまいりたいと思います。方向性を見いだすべく、一旦この場をクローズして、労使間で意見をもう少し膝詰めで率直に交換をしていたきたいと思います。

私から申し上げたいのは、1点はいつも申し上げることで、せっかくこの最低賃金の審議会は、公労使の3者構成で、労と使で合意ができればそれが尊重されると、それが最低賃金につながっていく、言わば国の仕組みである最低賃金を実質的に労と使で、自治で決めていくと、非常に重要な意味を持つ審議会でございます。それをぜひ生かしていただいて、何と

か労と使の合意で決める。最終的にもし決まらなければ公益委員からのご提案ということになりますが、そうした上からの、言わば指示で物事が決まるというのではなくて、労使の自治で決まるという方向をぜひ追及していただきたいということが1点。

それから2点目は、これは数字の問題です。数値を皆さんで決めていただくということです。数字に関しては、いろいろな資料が既に出ております。今年の動き、陸上の動き、海上の動きにつきましても、そうした数字の数量的な根拠、裏づけというものがいろいろとございますので、それを踏まえてぜひ合理的な数字を合意していただきたいというように思います。

それでは20分程度、あまり時間は取れませんが、20分程度でお願いしたいと存じます。では、部屋を用意してございますので、そちらに移って、率直な膝詰めのお話し合いをお願いいたします。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。それでは、お話し合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、お願いいたします。

遠藤委員。

【遠藤委員】 お時間いただきまして、ありがとうございます。限られた時間ではありましたが、この中で水準等、協議してまいりまして、結果としては、最低賃金の引上げ額については、職員、事務部職員、部員ともに一律8,500円ということで、労使で決着が図れたと思っています。

以上です。

【野川部会長】 どうもありがとうございました。それでは、労使の間で決着がついて、最低賃金の引上げについてで合意がなされたということでございますので、私のほうでそれを整理いたしまして、事務局のほうで正式な文案をつくっていただいて、発表したいと思います。少々お待ちください。

それでは読み上げます。よろしいでしょうか。

最低賃金の改正につきましては、職員、事務部職員、及び部員を、それぞれ8,500円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の、職員の26万4,750円を27万3,250円に、事務部職員20万9,750円を21万8,250円に、部員20万1,900円を21万400円にそれぞれ改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございました。ほかに特に、何かここで付け加えることはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

 ありがとうございます。ありがとうございます。以上をもちまして、最低賃金の改正に関わる審議は全て終了いたしました。皆様のご協力により無事終了いたしましたことを厚く御礼申し上げます。

 それではこれにて、海上旅客運送業最低賃金専門部会を終了いたします。どうもお疲れさまでございました。

—— 了 ——